令和　　年　　月　　日

保　護　者　殿

北杜市立泉中学校校長

出 席 停 止 の お 知 ら せ

年　　組　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学校保健安全法第 19 条に基づいて，次のとおり出席停止を指示いたします。つきましては，担当医の指示のもと療養されますようお願いいたします。

なお，登校をする際には、証明書が必要となります。主治医より登校の許可がおりましたら，下の登校許可証明証に必要事項を記入していただき，学級担任に提出してください。

	感 染 症 の 種 類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	**治癒するまで** ※左記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する 「特定インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第二種	**インフルエンザ** （特定鳥インフルエンザを除く。）	**発症後５日を経過し，かつ，解熱後2日を経過するまで**
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹	すべての発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、パラチフス、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症*注１	
	*注１　その他の感染症とは ・溶連菌感染症　・伝染性紅斑（リンゴ病）　・マイコプラズマ感染症 ・ヘルパンギーナ・ウイルス性肝炎　・手足口病　・伝染性膿痂疹（とびひ） ・流行性嘔吐下痢症・ウイルス性胃腸炎　・急性結膜炎・感染症胃腸炎（ノロウイルス）・アタマジラミ・帯状疱疹などで， 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に，その感染拡大を防ぐために，必要があるときに限り，校長が学校医の意見を聞き，第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。 ＜参考＞文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」	

登校許可証明書

年　組氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病　名

上記と診断し，

月　　日　～　　月　　日　まで療養を必要とします。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医師名　　印